

# 秦国の家族と商鞅の分異令

佐竹 靖彦

【要約】 秦漢時代の家族型態については多くの研究があるが、ここでは、この時期の基本的家族型態を単家族的なものと考えるか、複合家族的なものと考えるかで見解の一致をみていない。ここでは新出の雲夢秦簡を主な材料として、論争の一部をなす戦国期秦国の家族と親族の基本的型態とその相互の関連を問題とした。その結果、この時期には春秋以来の三代代からなる宗族は次第に分解し、さらに商鞅の変法の影響下に、父母・妻子・兄弟の範圍の血縁を最も密接な親族の範圍とする事実上の単婚小家族が一般化した。この状況を起点とし、さらに牛耕の普及を背景に、漢代にかけて、家父長的家族の成長がみられ、やがて豪族の家が成立することを推測した。

史林 六三卷一号 一九八〇年一月

## 一 はじめに

本稿で考察の対象とするのは、戦国期秦国の家族のあり方をめぐる諸問題であり、それを新発見の雲夢秦簡を主要な材料として、商鞅の変法の位置づけとのかかわりで論じようとするものである。

具体的には、この時期この地域の家族構成の問題と、その税制との関連、この家族を包みこむ同族的関係とその変質の問題が中心となる。

## 二、三族と三族制

ここでは、いわゆる三族刑の内容と、その家族型態との関係という伝統的なテーマをあらためて問題にしたい。

三族制という概念は、周知の如く、加藤常賢氏が、その『支那古代家族史研究』の中で、小宗の族組織のあとをうけるものとしての三族組織の存在を提唱されたのに端を発している。<sup>①</sup>一方、牧野巽氏の研究においては、三族制の概念は、当時の比較的小規模な家族の周囲に展開する親族関係を示すものとして理解されるようになった。<sup>②</sup>さらに、牧野氏の理解とは異った立場に立つ宇野宮清吉氏及び、守屋美都雄氏の初期の研究<sup>③</sup>にあつては、三族制の概念は家族の内容を示すものとして理解されている。加藤常賢氏の見解との関連でいえば、加藤氏の場合にも、「三族組織は、父の生存中、兄弟が共財共住し、父の死後財産を均分して分裂するが、當ての共住関係から組織している血族団体というべきである。」とべられてゐる。三族制の概念は、父の生存中は家族の構成原理であり、父の死後には親屬関係における結合原理として、二様に解せられるが、牧野氏及び、牧野氏の見解を祖述発展させた守屋美都雄氏の後期の研究においては、父の生存中の兄弟の同居さえ一般的典型的なものとしては考えられておらず、加藤氏の本来の理論の継承は宇都宮氏によってなされてゐるといえよう。

問題を三族刑にしなければ、最近の研究としては、越智重明氏の「夷三族刑をめぐって」(東洋史学二八)<sup>④</sup>が、三族制の概念の出発点となつた三族刑について、秦漢時代のその内容を、いわゆる如淳注に従つて、「父族・母族・妻族」と考えられており、小倉芳彦氏は「族刑をめぐる二・三の問題」(学習院大学文学部研究年報一一、のち中国古代政治思想研究に収録)で、いわゆる張晏注に従つて三族刑の対象は「父母・兄弟・妻子」であるとされている。越智氏の場合には、いわゆる三族刑の内容が、漢代までと魏晉以降においてとは変化があつたと想定する点において、小倉氏の場合には、漢代の族刑を歴史的に位置づけることによつて、春秋時代の三族刑の存在に疑問をなげかけた点において、それぞれに重要な意味をもつ

ているが、当面の問題に関しては、正反対の結論が導き出されている。

張晏・如淳がもはや三国時代の魏の人であり、かれらが秦漢あるいは春秋時代の三族刑の対象について、ことなった見解をとっていたということは、すでにこのころには秦漢時代の三族刑の内容は一般的には不明になっていたことを示すものであろう。そこで、一応かれらの注からはなれて秦漢時代の三族刑の内容について考えようとすると、重要な手がかりとなるのは、やはりすでに牧野氏がとりあげて分析された漢書卷二三刑法志の次のような記述であろう。

漢興之初、雖有約法三章、網漏吞舟之魚。然其大辟、尚有夷三族之令。今日、當三族者、皆先隸・劓、斬左右止、笞殺之、梟其首、菹其骨肉於市。其誹謗詈詛者、又先斷舌、故謂之具五刑。彭越・韓信之屬、皆受此誅。至高后元年、乃除三族罪・詆言令。

ここから知りうるのは、牧野氏のとかれるように、三族刑とは、五刑を具えるという特殊な極刑であったことである。また、牧野氏は、ここでの、高后元年に三族罪・詆言令を除いたという記述についても、その他の資料を渉猟分析された結果、そのことを確認され、例外的な場合をのぞいて、漢代にみられたのは単なる族刑であって、「律に正文の定めがあったのは、『族刑』であって、『夷三族刑』ではない」と注目すべき発言をされている。

こうして、いわゆる夷三族刑は、漢初まで行なわれており、その後は法令上は廃止された極刑であったことがわかるが、この史料で夷三族刑をうけたとされる彭越と韓信の場合について、史記をみると、まず彭越については、魏豹彭越列伝に、かれが謀反の嫌疑をうけ、呂后から危険人物と目されていたこともあって、「遂に宗族を夷せられ」「国を除かれた」ことが記されている。さらに韓信の場合には、淮陰侯列伝に、韓信が謀反を計りながら、これまた呂后の計によって捕えられ、「遂に信の三族を夷した」と記されているが、太史公の賛には、「天下已集、乃謀畔逆、夷滅宗族、不亦宜乎。」とある。こうしてみれば、漢代の夷三族刑とは、実は宗族を夷滅することであったことは明らかであろう。

さらに資料を秦代にさかのぼってざぐってみると、史記李斯列伝に李斯の処刑のことにふれて、

二世二年七月、具斯五刑論、腰斬咸陽市。……遂父子相哭、而夷三族。

とあって、李斯が漢書刑法志にいう五刑を具えた極刑、すなわち三族刑をうけたと記されているが、この条の少し前には趙高が李斯の獄を案じて、宗族・賓客を収捕したことがみえている。ただ宗族を収捕したからと言って、ただちにこの宗族がすなわち三族刑の対象であったと断定することはできないが、次にみる嫪毐の場合を考えあわせるならば、秦代においても漢初と同様に、夷三族刑が宗族の夷滅を意味していたことは、ほぼ確実であろう。

すなわち、史記秦始皇本紀には、嫪毐の誅滅の状況を記して、

秦始皇九年、……即令全国、有生得毒、賜錢百萬、殺之五十万。尽得毒等。衛尉竭、内史肆、佐史竭、中大夫令齊等二十人、皆梟首、車裂以循、滅其宗。及其舍人、輕者為鬼薪、及奪爵遷蜀者、四千余家、家房陵。

とあって、嫪毐の宗族の主だったもの二十人は車裂の刑をうけ、宗族は夷滅された。<sup>①</sup>ところで、この同じ事件について、史記の呂不夷列伝では、

始皇九年、……九月、夷嫪毐三族、殺太后所生兩子、而遂遷太后於雍。諸嫪毐舍人、皆沒其家而遷之蜀。

とのべており、宗族の夷滅と夷三族とは同じ内容をもっていた。

以上のように、秦代から漢初にかけて、三族刑が宗族の夷滅を意味していたとすると、宗族を三族と呼ぶ根拠は何か、またこの三族刑と春秋時代以来の族滅との関係はどのようなものかが問題となる。

前者についていうと、ここでみた嫪毐の宗族は二十人プラスαからなっていたと思われるが、漢書卷八四翟方進伝には、王莽の時、叛乱を企てた翟義が王莽の討伐に敗れ、翟義とともに起兵した劉信の二子と、翟義の母練と兄宣、及び親屬二十四人がとらえられ、長安で磔にされたとあり、ついで義をとらえ、「三族を夷滅して、誅は種嗣に及ぶ。」と記されている。これは例外的な三族夷滅のケースであろうが、ここでいう親屬二十四人が劉信のそれと翟義のそれを合わせたものか、翟義のそれのみからなっていたかが不明であるが、いずれにせよ、一つの三族は十二人プラスα、あるいは二十四人プラスαとなるであろう。この程度の親屬集団で宗族とよぶこともできるものとして考えられるのは、やはり儀礼士昏礼

の鄭玄注にいう「父昆弟、己昆弟、子昆弟」の三族であろうと思われる。このように考えれば、宗族の夷滅を三族の夷滅と称することの意味は、時と場合によって曖昧な宗族の連坐範圍を三族に限定した点に発しているといえよう。

三族刑をこのようなものとして想定すれば、まず直接には、史記卷六五の孫子吳起列伝に、楚の悼王の死後のクーデターで、おわれた吳起が、悼王の屍に身をなげた時、吳起を射て悼王の身に及んだものが、新太子の即位とともに誅滅され、「宗を夷せられて死すもの、七十余家」とある記事が、ひいては、春秋以来の族滅の記事が、三族刑の原型として、想定されるであろう。そして、三族刑は、刑の残酷さとともに、その連坐の範圍においても、漢代の族刑とは、全くことなつた性格のものであったことになる。<sup>⑧</sup>

ところで一方、戦国期から漢代にかけての、族刑の縁坐の範圍は、通説の如く、「父母・妻子・同産」とみてよいと思われる。そうすると、漢初まで、宗族刑たる三族刑と、「父母・妻子・同産」を連坐の範圍とする族刑とが並び行なわれていた状況から、漢初になって、「父母・妻子・同産」を対象とする族刑のみが、少くとも法令上は唯一の連坐刑として行なわれるようになるという変化が生じたことになるが、それは一体、家族史上、親族史上のどのような変化と対応するものと考えられるだろうか。

この点についてはかなり大胆な憶測ではあるが、それは春秋以来の親族關係の次のような変化に対応するものではないかと想像される。すなわち、かつて宇都木章氏は春秋時代の小宗集團について、それを「その中に、幾つかの自然家族（小家族）を含んで成立する親族収合体であろう」と推測された<sup>⑨</sup>。このような家族を包みこんで存在する血縁共同体的關係の変質崩壊の過程の最後に位置するのが、父母・妻子・同産を要素とする親族關係であり、それが、戦国末から漢代にかけて行なわれた「族」の概念の内容を構成するものではないだろうか。

このようなものとして想定される「族」の成立の事情と、「族」と家との關係を考えるためには、商鞅の分異政策の再検討が必要である。

- ① 同書下編第十六章「三族制」
- ② 牧野巽「漢代に於ける家族の大きさ」(『漢学叢書』三の一、一九三五)、「漢代の家族型態」(『東亜学』四・五、一九四二)、いずれもの中に『支那家族研究』に収録。
- ③ 宇都宮清吉「漢代における家と豪族」(『史林』二四の二、一九三九)、及び、それに訂正加筆した「漢代における家と豪族」(『漢代社会経済史研究』)、「漢代豪族論」(『東方学』二三)、漢代の豪族」(『歴史教育』九の四)、以上二篇は『中国古代中世史研究』に収録。
- ④ 守屋美都雄「漢代家族の型態に関する試論」(ハーバート燕京同志社東方文化講座第二冊)、「漢代家族の型態に関する再考察」(『中国古史研究』第一分冊・吉川弘文館)、「漢代の家族——その学説史的展望——」(学生社古代史講座第六卷)、以上『中国古代の家族と國家』に収録。
- ⑤ 越智重明氏には、この他本稿に関連する著作として「井田制の家——戦国秦漢時代の家の理解をめぐって——」(『古代文化』二三の四)、「漢時代の戸と家——主として戸籍制度の面からみた——」(『史学雑誌』七八の八)、「漢時代の家について」(『史学雑誌』八六の六)等がある。
- ⑥ ここにあげた例のうち、彭越については、小倉氏も漢書の高帝記と彭越伝によつて、夷三族と夷宗族が等置されている点に言及されているが、氏の場合には、これを三族刑の内容をあまり厳密に考えるべきでないことを示す例としてうけとられている。なお仁井田隼氏も、筆者とは異なる根拠から、三族を宗族と推定されている。(『支那身分史』二三〇頁)。
- ⑦ ここで、甥という同名者が二人でてくる点については、誤記であるか、姻戚(たとえば同産姉妹の夫)であったと考える。
- ⑧ 牧野氏前掲稿以来、族刑の範圍と三族刑の範圍、ひいては族と三族

とを同一視するのは、全ての研究に共通した認識であったが、その積極的根拠としては、私見によれば、小倉芳彦氏の前掲稿に、墨子号令篇に、「其れ城をもつて外の為に謀る者は三族す」という文と「若し城を以て外の為に謀らんとする者あらば、父母・妻子・同産皆断ず」という文があり、従つて、三族は父母妻子同産であるとするのが、唯一の積極的根拠である。墨子号令篇は全体に錯綜していて難解であるが、この篇中に「族」と「三族」の両文がみえること、「詐為自賊傷、以辟事者、族之」とあるのに対比して、敵に通じた父母妻子同産が族刑をうけるに止るなら、比例均衡に失すると思われること等から、筆者には問題の二個条には状況の相異があつたのではないかと思われる。あるいは「若欲以城為外謀者、父母妻子同産皆断」とあるのと「其以城為外謀者、三族」とあるのを比較して、前条は未遂、後条は既遂であるとも考えられる。

ついでながら、かつて守屋氏が、「李悝の法経に関する一問題」(『中国古代史研究』第二、吉川弘文館)のち前掲書に収録)においてとりあげられた明の董說撰「七國考」にひかれた桓譚新論について、小倉氏は「族刑に關してのみ言うならば、『七國考』所引の条文はいささか誇大すぎる感じを免れない」とのべてその内容を疑がわれている。筆者もこのいわゆる桓譚新論の内容を直ちに信ずるものではないが、墨子号令篇とて甚だ深文峻法であり、かつ最近の黃盛璋氏の「雲夢秦簡弁正」(『考古学報』一九七九の二)によると、秦律說(『法律答問』)の体系が李悝の法経とよく一致すること、又桓譚新論の所説に対応する条文が見出されることが明らかにされており、いわゆる新論が本物でないにしても、その記述には何らか基づくところがあるのでないかとも考えられる。

⑨ 宇都木章「宗族制と邑制」(学生社「古代史講座」卷六)。

### 三 商鞅の分異令

史記商君列伝には、商鞅による、いわゆる孝公三年の第一次変法中の分異令について、「民有二男以上、不分異者、倍其賦。」と記している。この場合、この二男を家長である父と、その息子とするか、家長たる父の下の二人の息子とするかは、簡単には決定できないが、守屋美都雄氏は、その「漢代家族の型態に関する考察」の中で、これを「二人以上の息子をもつていて、分家しないものは、賦を倍徴した。」と解釈され、最近では、牧野巽氏の「商鞅の家族立法」(『目加田誠博士古稀記念中国文学論集』)の中でも同様の見解がみられ、このような考え方が現在定説となっている。守屋氏の場合、この結論は、漢の文帝の時の賈誼の上疏の分析からえられたものであるが、雲夢睡虎地竹簡の出土をみた現在、この問題についても、もう少し異った解釈が可能ではないかと考えられる。<sup>①</sup>

この賈誼の上疏には、漢書卷四八の賈誼伝にひくものと、賈誼の新書卷三時變・事勢の項にひくものがある。守屋氏は賈誼伝のそれを分析の対象にされており、一般的にいえば、漢書のように、広くまた恐らくより真剣に伝写されたものの方が、テクストとしての信頼性が高いと考えられるが、この場合には、漢書の方かなり語句の節略があるので、兩史料を次に併記したい。

#### (A) 漢書卷四八、賈誼伝

商君遭礼義、秦仁恩、并心於進取。行之二歲、秦俗日敗。故秦人家富子壯則出分、家貧子壯則出資。備父養銀、慮有德色。母取策、立而諄語。抱哺其子、与公併居。婦姑不相說、則反唇而相稽。其慈子善利、不同禽獸者亡幾耳。

#### (B) 賈誼新書卷三、時變・事勢

商君遭礼義、乘倫理、并心於進取。行之二歲、秦俗日敗。秦人有子、家富子壯則出資、家貧子壯則出資、備父養銀、慮有德色矣。母取瓢碗箕筲、慮立訓語。抱哺其子、与公併居。婦姑不相說、則反唇而視。其慈子嗜利、而輕簡父母也、念罪非有倫理也、

亦不同禽獸僅焉耳。

(A)(B)が対応する個所で語句の異なる者は棒線で、(A)になく(B)のみにある者は波線で示した)

この二つの文章を比較すると、一見して語句に相当の不一致があるだけでなく、(A)になく(B)にある語句もかなり多い。そして、このような相異は、(B)になく(A)にあるのが、「故秦人家富子壯則出分、家貧子壯則出贅」とある部分の「故」の一字であることも考えあわせると、漢書の方が、賈誼の新書にもとづいて、文章を整えて書き直したのではないかと推測できよう。

そこで問題となるのは、まず、新書の場合には、「慮有徳色」「慮立訊語」と「慮」の字が二度くりかえされているのに対して、漢書は、後者の「慮」を省いて、単に「立而訊語」と書きなおしていることである。たしかに、この「慮」の字は意味がとりにくいので、この訂正は一見当然にみえるが、その場合、残された「慮有徳色」の部分を「おもんばかり徳色有り」と読ませるのは、そのようによめないでもないという程度で、読み難いことには、かわりがないように思われる。

ところで、問題の雲夢秦簡の「為吏之道」に附せられた魏の戸律(16・5く21・5)には、

廿五年閏再十二月、丙午朔辛亥、「王」相邦に告ぐ。民或は邑を棄て壘(野)に居り、人の孤寡を徴入れ、人の婦女を徴うるは邦の故に非る也。自今以來、假門逆呂(旅)、贅壻後父は、戸と為さしむる勿く、田宇を鼠(与)うる勿れ。三葉(世)の後、士(仕)えんと欲すれば、士(仕)えしめ、乃ち其の籍に署して曰う、故の某の慮の贅壻某叟の乃(仍)孫と。魏戸律。

ここで問題は、「故某慮、贅壻某叟之乃孫」という部分であるが、注釈は、「慮説為閭」とあって、慮を音通でもって閭と解している。すなわち贅壻の子孫は三世のち、はじめて出仕を許すが、その籍には、「故と某閭の出身の贅壻であった某叟の仍孫」と記せということである。しかし、秦簡の治獄程式には多くの爰書が残されており、中には当時の戸籍の様式を伺がわけるのではないかと考えられるものも残存しているが(池田温『中国古代籍帳研究』、そこでの「名事里」



（姓名籍貫）の表現の形式は常に「某里士伍」「某里公士」等々であって、閭のでてくる例は全くない。この点から判断すると、この部分は「故と某の慮もつち、贅壻某叟の仍孫」とよむべきではないだろうか。②③ 贅壻という以上、実父の名が記されていて当然であろう。

こうして、もしこの慮を息子とよむことが許されるなら、先の新書の文章は、「慮しよ、徳色有り」「慮立しよちどころに訊語す」とよめることになる。しかもこの慮が秦簡の場合、贅壻となったものにつかわれているとすると、慮の意味は、息子は息子でも、出分あるいは出資した息子という意味になるであろう。

ところで、この慮夫婦ともとの父母との間の器物の貸借について、新書の方に記されている瓢碗・杖筭は、それぞれからとって基本的な生活用具であることは明らかである。

また、父との間に貸借が行なわれる輶鉏が基本的な労働手段であることはいままでもないが、母との間に貸借の行なわれる箕箒についても、例えば淮南子卷一三汜訓論に、

今世之祭井竈門戸箕箒。白杵者、非以其神為能饗也。

といい、後漢書卷八四列女伝に引く班昭の女誡の冒頭に、

鄙人愚暗、受性不敏、蒙先君之余寵、頼母師之典訓、執箕箒。於曹氏、于今四十余載矣。

とのべるように、それは女性の家内労働の基本的象徴的労働手段であった。④

父母と息子夫婦の間で、基本的労働手段の貸借があったことは、当然両者が生計を異にしていたことを示すが、さらに重要なことは、ここで、基本的生活手段までもが貸借されていることである。このことは「抱哺其子、与公併踞」というような表現とあわせて、父母と息子夫婦が生計を殊にしながら、空間的には極めて近接して、場合によっては、一棟のうちに室をことにして、居住するような状況を想像させる。

さらに、商鞅の第二次変法の中の分異令をみると、ここでは「令民父子兄弟、同室内息者為禁」とあって、この記事は

率直に読む限りは、父子兄弟の同室内の居住、あるいは就寝を禁じたものと思われる。また商鞅がその変法の成果を趙良にほこった言葉には、「始秦戎習之教、父子無別、同室而居。今我更制其教、而為男女之別」とあって、ここで男女の別を為ったという以上、文面上の意味は、同室内に複数の夫婦が居住し就寝することを禁じたということであろう。

以上をふまえて、第一次変法令の中の「民有二男以上、不分異者」の解釈にもどると、守屋氏の主張にもかかわらず、この「男」を成人男子の意にとる見方はすてきれないように思われる。

勿論、西嶋氏も注意されているように、賈誼の発言は「商鞅の分異の法そのものを説明しているのではなく、賈誼によって、その結果だと考えられた秦の風俗を叙述している」<sup>⑤</sup>ものであるが、以上のように、両者の間に、共通の性格、すなわち夫婦ごとの生計と居住の独立が想定される以上、賈誼の発言は、商鞅の分異の法そのものについても、一定の正しい理解の上に立ったものであると考えることは不可能であろうか。

以上、筆者は、商鞅の分異の法に、夫婦ごとの生計の独立というねらいをよみとりたいと考えるのであるが、そのような商鞅の改革は、どのような意味をもち、どのような形で実際には実現したかについては、秦簡の中にみえる状況を分析することによって、一定の解答がえられるであろう。

① 雲夢睡虎地秦簡については、『文物』一九七六の五の季勳氏の「雲夢睡虎地秦簡概述」が資料としての秦簡の概観を行ったあと、『文物』・『考古』・『考古学報』・『歴史研究』等に、約二十篇余りの論文が発表されているが、文献資料としての性格についての最も重要な研究は、『考古学報』一九七七の一にのせられた黄盛璋「雲夢秦簡《編年記》初步研究」と、同じく『考古学報』一九七九の一の同氏の「雲夢秦簡弁証」である。その他、秦簡を利用した個別テーマの研究としてみるべきものとしては、鄭爽「畜夫考」、劉海年「秦漢ノ士伍ノ的身份与階級地位」(以上、『文物』一九七八の二)、呉榮曾「從

秦簡看秦國商品貨幣關係發展狀況」(『文物』一九七八の五)、高敏「ノ有秩ノ非畜夫弁——讀雲夢秦簡札記兼与鄭爽同志商榷——」(『文物』一九七九の三)等があげられよう。わが国における秦簡をめぐる研究では、秦簡の資料としての性格、その内容と構成の意味については、大庭脩「雲夢出土竹書秦律の研究」(《関西大学文学論集》二七の二)、堀毅「雲夢出土秦簡の基礎的研究」(《史観》九七)、古賀登「雲夢睡虎地秦墓の秦律等法律文書副葬事情をめぐって」(《唐代史研究会報告》第Ⅱ集)、訳注としては、『湖北睡虎地秦墓竹簡』訳注初稿(《秦簡講読会、中央大学研究科『論究』一〇の二)、問題の全面

的検討としては、古賀登「中国古代史の時代区分問題と雲夢出土の秦簡」（『史鏡』九七）、堀敏一「中国の律令制と農民支配」（一九七八年度歴史研大会報告特集）等があり、個別研究への秦簡の利用をふくめれば、相当な点数の研究が発表されている。

② 勿論わが国では、木村正雄氏以来、また中国でも、盧南喬「『閻左』弁疑」（『歴史研究』一九七八の二）の如く、閻左に特別の意味を与える理解から言えは、この處を閻と解することもできるかと思

#### 四 秦律における室と戸

秦律における「室」の性格、すなわち当時の法律の規定上の「室」の性格については、法律答問（二〇三～二〇五）に次のような問答が残されている。

公室告とは可（何）ぞや、非公室告とは可（何）ぞや。他人を賊い殺し傷つけ盗むを公室と為す。子、父母を盗み、父母の擅いままに子及び奴妾を殺し刑し髡するを公室告と為さず（二〇三）。子、父母を告し臣妾、主を告するは非公室告なり、聴く勿れ。可（何）をか非公室告と謂う。主、擅に其の子、臣妾を殺し刑し髡する、是を非公室告と謂い、聴く勿れ。而して告を行なえば告者皋（罪）す。皋（罪）已に行なわれ、他人有（又）た（二〇四）、其れを襲いて之を告するも、亦当に聴くべからず（二〇五）。すなわち一般的には刑法は「室」内の行為に適用されず、「室」に外部の暴力が加えられる時、それが刑法の取り締りの対象となる。「室」の範囲で、臣妾や子に対する父長権が法律的に認められていたのである。

この「室」がどの程度の血縁範囲をさしていたかについては、同じく、法律答問（二〇一）に、可（何）をか室人と謂い、可（何）をか同居という。同居とは独戸の母の謂なり（同居独戸母謂隣）。室人なる者は、一室尽く当に皋（罪）に坐すべき人の謂なり。とある。

われるが、名事里の書式の問題からはこのように考えるべきであろう。③ 注釈は、乃孫は仍孫であり、この場合の仍孫は曾孫の意であるとす

④ この時期の女性の家内労働の位置づけについては、上田早苗「漢代の家族とその労働——夫耕婦織について——」（『史林』六二の三）が甚だ興味のある分析を行っている。

⑤ 西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造」第五章第三節。

この問答の前半部分については改めてふれるが、後半部分を見ると、「室」とは縁坐の及ぶ範圍であつて、先にみた非公室告の説明と相まって、刑法上、「室」が一つの独立の単位としての性格をもつて扱われていたことがわかる。「室」がこのようなものであれば、それは当時の一般的な語におきかえると、おそらく「族」にあたると推定できるが、この点については、法律上の用語としての「室」に対応する「戸」の範圍の吟味によつて一層明らかになるであろう。

法律答問(二〇～二二)に、次のような記載がある。

律に盜と濕(法)を同じうすと曰い、有(又)た与に(罪)を同じうすと曰うは、此の二物、其の同居・典・伍、当にこれに坐すべし。与に擧(罪)を同じう「不」ず、其の擧(罪)を反すと云う者は、当に坐す弗かれ。●人の奴妾の其の主の父(二〇)母を盜むは、盜主と為すや、且た為さざるや(人奴妾盜其主之父母為盜主且不为)。同居する者は、盜主と為し、同居せざる者は盜主と為さず(二二)。

盜及び者(諸)の它的擧(罪)は、同居当に坐すべき所なり。可(何)をか同居と謂う。●戸を同居と為して隸に坐すも、隸は戸に坐さざるの謂なり(二二)。

この訓詁は、釈文の句詁によつてゐるが、第二〇簡・第二一簡は甚だ難解である。この両簡の接続関係には問題がないように思われるので句詁を再考する必要がある。

ここでは、同居とは同一戸に属することであるという規定をもとに、この部分を考えなおしてみたい。かつて牧野氏は漢代の法律規定上の範圍の嚴密性をとかれたが、秦律においても事柄はほぼ同様に考えてよいであろう。そうすると釈文の句詁に従うかぎり、奴妾の主と、その父母が同一戸に属する場合には、奴妾の主は盜主となり、同一戸に属さない場合には盜主とならないと解釈され、甚だ不合理である。一方、この部分で奴妾と主とが同一戸に属するか否かという區別を立てることも、奴妾が本来「戸」の所有物であることからして不可能であると思われる。

ところで、法律答問における「盜」の用法をみると、「盜三百錢」「盜千錢」「盜牛」というように盜の対象を明示し

ていう一般的な場合と、「害盜別微而盜」（二）「求盜盜」（三）「夫妻子五人共盜」（一三六）というように、盜の主体が特殊である場合に、その主体に重点を置いて対格をとらない場合の二通りがある。積文はこの部分を前者の場合として読んでいるが、ここは後者の場合として読むべきではなからうか。そうすると、この部分は、「人の奴妾が盜みを働いた場合〔その奴妾の当の所有者が盜主となるのは当然であるが〕、その奴妾の所有者の父母は盜主となるか否か（人奴妾盜、其主之父母為盜主、且不為）。もし、父母が奴妾の所有者である子と同居して〔同一戸を構成して〕いれば、盜主と為るが、そうでなければ盜主と為らない。」と読むべきであろう。こうしてはじめて、第二十二簡の「戸為同居、坐隸」という解釈に対応するはずである。

もし、この部分を以上のように解釈できれば、先に解釈を保留した法律答問の第二〇〇簡の「可謂同居、同居独戸母之謂也」という奇妙な条項についても、積文とは異った解釈ができるように思われる。

今、秦簡中にみえる母の字を点検すると、それらはいずれも明瞭に妾の字につくり、また母の字も妾となつている。これに対して、問題の部分は~~女~~というように読め、母とよむには異体である。もし、ここで母とよまれた字が母でも母でもないとする、それは母、すなわち貫とよむしかない。残念なことに、秦簡の中には母すなわち貫の字例がなく、居延漢簡中の母は、問題の字と異体であるが、少くとも母が貫とかかれずに母と書かれている例があることだけは傍証の一つにはなるであろう。もしこの字を貫とよみうるならば、この部分は「可（何）をか同居と謂う。同居とは独つの戸貫の謂なり。」と釈することができよう。そうすると、「戸」は、はっきりと戸籍上の一単位として捉えることができる。そしてこのような戸は同じく法律答問（一六五）に、

可（何）をか戸及び款童を匿して傳けずと謂うか。戸を匿して匿せしめず、戸賦を出さしめざるの謂なり。

と言うように、戸賦の負担の主体であった。またこのような「戸」は、先にみたように、個人の特有財産としての奴妾についても、同じ戸貫に属する限り、その個人の父母が盜主として、奴妾の罪に連坐すべきであったことからみて、一つの

独立の生計の単位であると同時に、基本的には、それが所有の単位でもあったと推測できよう。

最後に、以上の想定をふまえて、先述の非公室告とよく似た法律上の取り扱いをうける家罪について考えたい。

法律答問（一〇六）には、

家人の父の時の家學（罪）を論ずるや、父死して誦（甫）めて之を告するも聴く勿れ。可（何）をか家學（罪）と謂う。家學（罪）なる者は、父、人及び奴妾を殺し傷つけたるに、父死して之を告するも治する勿れ。

と言ひ、法律答問（二〇八）に、

可（何）をか家學（罪）と謂う。父子同居し、父の臣妾畜産を殺し傷け、及び之を盜むに、父曰に死して或は告するも、聴く勿れ。是を家學（罪）と謂（謂）う。

とある。

ここで、非公室告と家罪とを分つものは、「父死して」という部分と、「父子同居して」という部分であるが、この二つの部分が、互に関連して、非公室告と家罪の相異を構成しているとすると、家罪とは、父子が同居して（同一戸貫を構成して）いる場合の規定であると同時に、この同居の事実が、父が死んだあとも効力をもっている点に、「室」と「家」のちがいを見ることが出来る。いいかえれば、「室」の場合には、その中で罪がおかされても、告はゆるされないが、父の死後には、告が許される。ところが、「家」の場合には、父と子の同居、同一戸籍への登録がなされており、そこでは、父の死亡後の告も許されない、あるいは告を受けても問罪しない、ということになる。すなわち、「室」と「家」はいずれも、刑法上の一単位であるが、「家」は同時に、税法上の「戸」に一致し、より強い共同体的まとまりをもっていることになり、このことは、通常の言葉で言いかえれば、「室」は族に、「家」は家にあたることを意味しよう。

以上で、秦律における、法律的概念としての「室」「戸」「家」の範疇の内容はある程度明らかになったと考えるが、ここでこのような諸範疇と、日常用語としてのそれとの区別と関連にふれておきたい。当時の日常用語としての戸と室に

ついでには、すでに牧野氏に詳細な分析があるが、要約すれば、それは、「室に入るに、戸に由らざるはなし」というように、部屋としての室と、そこに必ず設けられているドアとしての戸であると見えよう。この日常語としての語義を基礎に定義づけられた、法律上の「室」「戸」においても、「戸」は「室」にふくまれ、「室」の一部として存在するという点で、日常の語義をつたえているが、一方法律語としての「戸」が、現実には、複数の室の所有主体であったり、現実の一室に、法律上の戸が複数居住することは当然考えられることであり、言葉の二重の含意が、事態の表現に錯綜したモメントを与えることは、ここで予想しておいてよい事柄であろう。

ところで、このように想定される「戸」＝同居の内容について、前節での商鞅の変法における分異令の性格が、その後の秦律の体系にそのまま受けつがれたと仮定すると、そこでは、ここで見たような、父子同居あるいは複数壮丁を含む「戸」「家」の存在は極めて例外的なことになるが、この点についてはどのように考えるべきであろうか。

秦律十八種（八四～八五）にひく金布律に、

（收して公の畜生を將って殺し、之を亡けて未だ賞（償）ならず、及び、之を居して未だ（八四）備らずして死せば、皆之を出し、妻・同居に責むる毋かれ（八五）。

とあるのは、「戸」に壮年の父を含まないことを想定しているように見えるが、秦律雜鈔（三九）には、

戍律に曰う。同居は竝びて行かしむる毋かれ。隰の畜夫・尉及び士吏、戍に行かしむるに律を以てせざれば、賞二甲。

とあって、ここでは、一「戸」内に、複数の壮丁の存在することを予想しており、さらに、法律答問（七二）に、

士五（伍）甲、子母く、其の弟の子を以て後と為し、与に同居して、擅に之を殺せば当に棄市すべし。

とあり、同じく答問（七二）に、

擅に其の子を刑し髡すれば獄（讞）せしむ。可（何）をか後子と謂う。其の男を官して、爵の後と為し、及び、臣邦の君長の置き  
て後大（太）子と為すは、皆後子為り。

とあるのを見れば、むしろ、家長と適子は、同居して同一戸を構成するのが通例であったようにみえる。ここで「其の男を官して、爵の後となし」という「官」は、同じく答問（二六六）の「女子己官」に注して「官に告する」とあるのと同様、正式に官府に登録することを意味しようが、このような同一戸を構成する適子の官府への正式の申告による爵の継承という状況は、この想定に適合的であると考えうる。

この場合、答問（七二）にみえる父と適長子の同居は、適長子が未成年である時のことかとも思われるが、先にみた法律答問（一〇六）には、

家人の父の時の家罪を論ずるに、父死して誦（甫）めて之を告ぐるも聴く勿れ。可（何）をか家舉（罪）と謂う。家舉（罪）なる者は、父、人及び奴妾を殺し傷つくるに、父死して之を告するも治する勿れ。

法律答問（一〇八）に、

可（何）をか家舉（罪）と謂う。父子同居し、父の臣妾畜産を殺し、傷つけ、及び之を盗むに、父曰に死して或は告するも聴く勿れ。是を家舉（罪）と謂（謂）う。

とあるように、父子同居の家の犯罪行為である家罪について、父子がともに、人や臣妾の殺傷の主体として想定されていることは、壮丁父子の同居が珍らしくなかったことを示すものであろう。

以上のような史料からは、商鞅の変法後の秦の法体系においては、父母の適長子との同居、すなわち同一戸籍への登録がむしろ普通であったように思われるが、このことと、前節での考証との関係をどのように考えるかが次の課題である。

① 注釈は、里典とは里正の正が始皇帝の名、政をおかすために書きえられたものとする。

② 前掲「漢代の家族型態」

③ 居延漢簡中の貫の字については、貫贗という人名が数箇所にあられ、例えば、居延漢簡中編二〇三三等によみとれるように、母や母と

は明確に異体である。そしてここでは母でなく貫になっているが、別に同編一三八三等にみえる貫は釈文が正しいとすると貝はなく母とかかれ、母と甚だ区別しにくい。

④ 前掲「漢代における家族の大きさ」



## 五 商鞅の変法における賦

商鞅の変法時と変法後の秦における賦の問題については、現在二つの対立する考え方があ

る。その第一は、加藤繁氏<sup>①</sup>、西嶋定生氏<sup>②</sup>のように、商鞅変法における賦を口賦と考え、漢代の算賦の直接の前身とするものであり、第二は、守屋美都雄氏<sup>③</sup>のように、それを家を対象として、田宅・衣服等の持高に応じて軍事上の負担を課するいわば戸賦としてとらえるものである。

最初に、第一説からみると、加藤氏はまず漢書卷四九の晁錯伝によって、秦代に算賦が存在したとし、さらに漢代の算賦と秦孝公十四年に創設せられた賦とが、軍賦として名実ともに一致していたことを多方面の資料から推測し、結論として孝公十四年の賦と、漢の算賦とを同一制度と断定された。

これに対して守屋美都雄氏の場合には、商鞅の変法における賦の前身として、他國の丘甲や丘賦等にもみられるような個々の家を直接対象としない収奪を想定し、商鞅の変法は、このような徴税法を改めて、個々の家を税負担の単位として設定したものであると論じられており、秦の賦をその前史との関連で考えようとされた点は重要であるが、その論旨は十分に展開されていないようにみえる。

ところで、周知のように、史記商君列伝に記された「民有二男以上、不分異者、倍其賦」という分異令は、すでに孝公三年の第一次変法にみえており、このことと秦本紀及び年表の孝公十四年条にかけられた「初為賦」という記事とは繫年の上で矛盾しているように見える。

この点について、加藤氏は、商君列伝にみえる変法令の実際の施行には前後があり、分異令が現実に行なわれたのは孝公十四年の賦の創設以後のことであろうとされている。これに対して、守屋氏は、二つの記事の編年自体を問題として、「初為賦」の記事は、「本来孝公十四年にかけられるべきものが、あやまって十四年に配されたのであったが、それとも孝

公五年が、たまたま魏の恵王の十四年であるところから、誤って配されたのではないかと疑われている。

一方、西嶋氏は、加藤氏と同様に、秦代の賦を口賦と想定され、第一次変法における分異の法は、第二次変法における「父子兄弟同室内息の禁」とともに、新開拓地あるいは、新県に対する移住者を分出させるための規定であって、十四年の「初為賦」は、十三年の「初為県」の記録と対応して、新県においてはじめて賦が徴収されたことを示していると考えられている。

ここでの争点は二つある。一つは、商鞅の変法における賦の性格をどのように考えるのか——口賦とするのか、戸賦とするのか——ということであり、もう一つは、商鞅の第一次変法（孝公三年）の記録にあらわれる「賦」と、孝公十四年条の「初為賦」の記事における「賦」との関係をもとに考えるのかということである。後者は、その捉え方によっては編年の問題に波及する。

まず、第一点についていうと、口賦説にとって、秦簡の発見によって、一見都合の悪い事態が生じた。それはいうまでもなく、そこで戸賦の存在が明らかになったことである。

しかしながら、このことによって、守屋氏の説かれたような形で秦代戸賦説が成立するか否かは、あらためて秦簡にみえる戸賦の性質を検討することによって決定されなければならない。

秦代の賦の性質については、まず、先にみた法律答問（一六五）の

可（何）をか戸及び敖童を匿して傳けずと謂うか。戸を匿して匿せしめず、戸賦を出さ令めざるの謂なり。

という一文が問題となる。この文は、竹簡約二五cmのうち、上部約一三cmまでに書かれており、その下は全く空白になっているから、この問答は全体として完結しているわけである。そして、そうすると、答えの部分は、「戸を匿す」ことに對する答えにとどまらず、「戸及び敖童を匿す」ことに對する回答になっているはずである。いいかえれば「戸を匿す」ことと、「敖童」を匿すことは、実際には同義であり、戸賦とは、その戸内の敖童に課せられる賦の總計に過ぎず、戸賦

の内容は口賦に他ならなかったと推定できよう。

それでは果して、敖童をこのように、賦の課せられる対象である成人男子であると想定することは可能であろうか。この点については、秦律雜鈔（三二―三三）の傳律が参考になろう。

敖童を匿し、及び、瘠（癯）を占して審（まじ）ならざれば、典・老は贖耐。●百姓老に当らず、老時に至りて請を用いず、敢えて詐（詐）偽を為すものは、贖（三二）二甲。典・老告せ弗んば、各々二甲。伍人は戸ごとに一盾。皆之を罌（遷）す。傳律（三三）。

ところで、この部分の注釈には、「敖とは即ち敖であり健壯の意である。敖童とは、戸籍に傳けられる前の男子、即ち唐戸令の中男であって、丁がなければ、選んで軍にあてられるものであろう。一説には、敖は遨遊の義であり、敖童とは、漢武帝がかつて徵発して従軍させた『悪少年』であろう」という。

しかし、たとえ敖童が成人男子と全く同義でないとしても、それは、前条でみたように戸賦の負担者であったと思われる、傅籍前の男子と解釈することは困難にみえる。そこで別に資料をさぐると、漢書卷一上、高帝紀二年五月の条に、

蕭何発関中老弱未傅者、悉詣軍

とあり、その如淳注には、

律、年二十三、傅之疇官。各従其父疇学之。高不滿六尺二寸以下為罷癯。……今老弱未嘗傅者皆發之。未二十三為弱、過五十六為老。

とある。ここに「高不滿六尺二寸以下為罷癯」とあるのを参考にすれば、この秦律雜鈔の一文は「敖童を匿したり、成人であっても、一定の身長以下で兵役に不適格のものを申告するのに、ごまかしがあれば、里正・里老人は贖耐。」というように読めよう。ここでも敖童は兵役にあたるべき成年男子の意と思われる。

秦律以外に敖童の用例を求めるのは困難であるが、新書卷六、春秋にみえる傲童は、その一例とみなしうるのではなからうか。そこでは、鄒の穆公の徳がたたえられたあと、かれの死後の人民の悲しみをのべて、

酤家不讎其酒、屠者罷列而婦。傲童不謳歌、春築者不相杵。婦女扶珠璣、大夫積玦鈔。

と表現している。酤家と屠者が対になり、婦女と大夫が対になる。この表現形式の中で、春築という力役と対になる傲童は兵役従事者のことではないだろうか。もしこのような想定が成立すれば、法律答問（一九八）に、

可（何）をか衛（率）敖と謂う。里典に當るの謂なり。

とある部分は、壮男の統率にあたる里正を、率敖と称するとして甚はだ理解しやすい。成年男子を童と表現するのは、例えばわが国で、「みつみつし、久米の子らが」というのと相通じる表現であろう。

ついでにいえば、敖童をこのように解釈できれば、贅増の意味にも新しい解釈が可能であろう。それは「家貧子壯則出贅」というように、壮男になっての奴隸に近い増入りであり、贅は敖と見からなっており、金でかわれた壮男の意であろう。

第二の問題については、まず、商鞅の第一次変法における賦の意味について考えてみたい。ここでは、率然と「民に二男ありて分異せざる者は、その賦を倍にす」とのべられているにすぎない。ここで言われている賦とは、商鞅の変法以前における秦の収奪体系としての賦であって、変法後のそれではないはずである。果してこのような賦が、ここで見たように、秦律等によって推測されるような、事実上の口賦としての戸賦でありえただろうか。いいかえれば、商鞅の変法以前に存在した秦の賦が、商鞅変法以後のそれと同じものでありえただろうか。

この点について、直接に史料から解答をひきだすことは困難である。しかしながら、守屋氏も注意されているように、この時期以前の各国の賦が、邱賦・丘甲等として、このような戸賦とは異質のものであったことは明らかであり、秦國として、このような状況と無縁でありえたとはいえない。従って、商鞅の変法においては、従来の賦の性格を変えるような、何らかの政策がとられ、その結果として、漢代の算賦につながるような戸賦の制度が確立したと考えるべきであろう。

加藤氏や守屋氏のように、孝公四～五年、あるいは孝公十四年に、初めて従来と異った賦が作られ、しかも「民の二男

以上有って分異せざる者の賦を倍に」したと考えると、商鞅は、この時、一方で従来の賦の制度とは異った戸賦の制度を創出し、しかも同時に、二男以上にして分異せざる民の戸の戸賦の倍徴を決定したことになる。

これは制度の改革としては、あまりに乱暴なことではないだろうか。

このジレンマを解決するためには、商鞅の第一次変法の狙いは、これまでの春秋的な型態の秦の賦のあり方に変更を加えようとする点にあり、それが第二次変法によって徹底され、孝公十四年の改革によって、新しい戸賦としての賦のあり方が最終的に確立したと考えるほかないであろう。

商鞅の第一次変法における分異令は、先にみたように、また前引法律答問（一六五）に戸の掌握と壮男の掌握とが等置されている点にうかがえるように、成年に達した男子一人一人を賦の対象として把握しようとするものであったと推測できた。それは、何らかの従来の徴税単位を分割し、やがては新たに徴税単位としての「戸」を設定するべく方向づけられたものであった。そこで、従来の徴税単位は何であったかが問題となるが、筆者は、憶測の範囲を出ないが、これを室であったと推測している。それはまず、春秋時代の族の財産が、室でもってあらわされていること、秦律における「室」が、戸をつつみこんで、父長権の及ぶ範囲として設定されているからである。そして、春秋時代の族の範囲を先にみたように、鄭玄に従って「父昆弟・己昆弟・子昆弟」と想定すると、商鞅変法の直前の族は、おそらく「父母・妻子・同産」からなるものであり、先にふれたように、秦律にいう「室」の範囲がこれに相当する。商鞅変法以前に、このような室が存在し、室賦がそこから徴収されていたとすると、これに新税法によって壮丁一人一人の分異を誘導すれば、そこでは、ほぼ単家族からなる「戸」を徴税の単位として把握することが可能になるであろう。

このような政策が一定の効果をあげるのをまわって、商鞅は第二次の変法令を発した。そこでは、当面の問題について「令民父子兄弟、同室内息者為禁」と規定しており、前述の如く、商鞅が当時の秦國の「父子に別なく、同室にして居る」事態を改善したと誇ったのと軌を一にした表現が与えられているが、ここで実際にめざされたのは、直接には現実の

同室内居住の解消ではなく、各小農民夫婦を少くとも名目的には戸として、国家に申告させることであった。そして、第一次変法が室の分解の税法による誘導であったのに対して、第二次変法令では、それがはっきりと法令によって強制されるに至っている。かくてここに「賦税平らかなる」結果が生れたとすると、それは従来の室賦の崩壊を意味するであろう。

このような前史をうけて、「初為賦」という史記の本紀と年表の孝公十四年の記録の意味を考えれば、そこでわざわざ「初」と記していることは、ここではじめて漢代人の考える形での賦、田賦でも、邱賦でも、「室賦」でもない口賦としての賦が成立したことを含意するのではないかと思われる。

次に、以上の仮説の成否を一層立ち入って確かめるために、司馬遷がその年表において、どのような用意をもって「初」の語を用いたかを確かめてみよう。

次葉にかかげるのは、史記の年表において、「初」からはじまる記事を一覧表にしたものである。

この一覧表を見れば、司馬遷が相当の熟慮をもって、漢代の諸制度の起源を追求し、漢代の重要な諸制度の起源を確定する努力をはらっていることが確認できよう。そこでは、封建制度の起源、中央の公式行事の起源、官僚制度の起源、賦税制度の起源等が、ある場合には、税畝↓租禾↓賦という一連の記事として整理されている。それは「初」とよく似た「始」が、「始封周宣王母弟」（十二諸侯年表・周宣王二年）「秦始列為諸侯」（同、幽王十一年）「始朝王、王不礼」（同、桓王三年）というように、単に最初の事件を記しているのと明確に書き分けられている。

「初」の用法全体をこのように、制度の起源に限って考えるのに、やや不安なのは、六国年表周威烈王二三年の韓魏趙について、「初為侯」と記している点である。これは侯爵の起源を示すものでないことは明らかである。しかし、ここでは「魏・韓・趙、始列為諸侯」とも併記されており、本来は事件としてとりあつかうべきであるが、封建制度変質の起点としての意味から「初」を使ったのではないだろうか。

年表における「初」の用法をこのように考えると、そこで注目されるのは、三代年表の「初封」、今ここでみた、十二

史記年表で「初」を冠せられた記事

年表	紀年	記事
三代世表	成王 誦	初封(魯周・齊太・晉唐・秦惡・楚熊・宋微・衛康・陳胡・蔡叔・曹叔・燕召)
十二諸侯年表	平王 元年(前七七〇)	初立西時、桐白帝(秦)
〃	惠王 元年(前六七六)	初作伏、祠社、陳狗邑四門(秦)
〃	定王 十三年(前五九四)	初稅畝(魯)
六國年表	威烈王 十七年(前四〇九)	初令吏帶劍(秦)
〃	〃 十八年(前四〇八)	初租禾(秦)
〃	〃 二十三年(前四〇三)	初為侯(韓・魏・趙魏・韓・趙、始列為諸侯、
〃	安王 二十三年(前三七九)	初畧蒲・藍田・善明氏(秦)
〃	顯王 十九年(前三五〇)	初取小邑為三十一畧令、為田開阡陌(秦)
〃	〃 二十年(前三四九)	初為畧、有秩史(秦)
〃	〃 二十一年(前三四八)	初為賦(秦)
〃	〃 四十三年(前三二六)	初畧、會龍門(秦)
〃	赧王 六年(前三〇九)	初置丞相(秦)
〃	秦莊襄王 三年(前二四七)	初置太原郡(秦)
〃	秦始皇 五年(前二四二)	初置東郡(秦)
〃	〃 二十六年(前二二一)	初并天下、立為皇帝(秦)

諸侯年表の「初稅畝」と、六國年表の「初為侯」(韓魏趙)の三つの記事を除き、司馬遷が年表において、「初」を冠した記事は全て秦に属していることである。

この三条のうち魯の「初稅畝」は、春秋経の宣公十五年八月条をうけており、司馬遷は「初封」から「初為侯」までを本来の封建の時代とし、「初稅畝」をその変化の起点と想定したのではないだろうか。元來、年表における秦国に關連する記事は他の諸国に比して決して多くない。むしろよほど少いというべきであるが、その中で、このような書き方がなされていることは、司馬遷が春秋以降漢代に至る重要な諸制度の起源を全て秦に帰すべきであるという明確な判断の上で年

表を撰したことを物語るものであろう。そして、もしそうであるなら、秦孝公十四年条に、「初為賦」と「初」の語を用いていることは、かれが、ここに漢代の算賦の前身としての賦——おそらくは實質上口賦としての戸賦——の成立をみとめたことを意味すると考えてよいのではなからうか。

最後に、分異令の位置づけについての、もう一つの学説史上の対立点にふれておきたい。

それは、守屋美都雄氏が、分異令の目的として、大族の分解と家の細分化による農民の生産意欲への刺激をねらったものと考えられているのに対して、西嶋定生氏が、分異令の第一の目的を「聚落内における族的秩序を解体して」、ここに生じる個別化した農民を新県に移住せしめ、中央集権的な郡県的支配体制をつくりあげようとする点にもとめられていることである。

このような対立は、のちに守屋氏がコメントされているように、一つには、商鞅の分異令の基本的性格を家族法規とみるか、国制にかかわる規定とみるかという点、さらには史料解釈の相異に起因している。史料解釈については、問題となっている資料を直接に分異徒民による新県の設置とは読めないことは西嶋氏も認められていることであり、そのような表現の背後にどのような事実を想定するかが問われるであろう。この点については、ここではこれ以上には、ふれえないが、少くとも西嶋氏の説がわれわれの理解しうる有力な仮説であることは認めてよいと思われる。

分異令の性格づけについては、これまでのべてきたことも関連するが、商鞅の分異令が、現実支配的な家族関係・親族関係の追認ではなく、それに相当大きな変更を加えようとしたものであること、そしてそれが、第一義的には税法上の問題と関連することからみれば、やはりその基本的性格は、国制にかかわる規定であるといえよう。しかし、そのことは、必ずしもそれが、当時の家族型態に関わる問題でないことを意味するものではない。基本的に家族と名づけるような夫婦を主体とする小血縁集団の存在は、恐らくは商鞅の変法以前にすでに想定できると思われるが、上から、支配者の手によってであれ、それが、税制の基本的単位として、戸として設定されたことは、家族のあり方に重要な方向づけを



与えたと思われる。次に、筆者は基本的には、西嶋氏の説かれるように、商鞅の分異令は、「聚落内における族的秩序の「解体」をめざしたものと規定する見方に与するけれども、実際の西嶋氏の研究においては、こうして族的秩序の解体を通じて分出し、新県に移住せしめられた農民の国家による掌握にのみ重点がおかれていて、このような「族的秩序の解体」そのものがもたらしたものについては語られていない。またこのような新県の設置が、旧県の体制にどのような反作用を及ぼしたかについても直接の分析の対象とはされていない。

西嶋氏は、分異令が新県設立のための政策であったことを示す根拠として、六国年表の記事をとりあげられ、その孝公十二年の「初取小邑為三十一県令。為田開阡陌」、十三年の「初為県、有秩史」、十四年の「初為賦」とある一連の記事を、全て新県の設置に関する記録であるとされる。しかし、先にみたような、年表作製に対する司馬遷の用意を想記すれば、孝公十二年に県をつくったと記した直後に、あらためて同質の県に対して「初為県」と記したり、単に新県の賦の創設という事件に関して「初為賦」と記するのは奇妙であるといえよう。年表上の「初為賦」は「初税畝」「初租禾」につぐ、税制上の大変更を示すものであるべきではないだろうか。<sup>⑦</sup>

このように考えるならば、ここで、新県設置の翌年に、「初為県」とあることは、十二年の新県設置と平行して、旧県の構造にも一定の変化が起り、さらに新県県制の整備の経験を経て、旧県の県制にも一定の手直しがなされ、ここで、漢代に連なるような県制が、秦國の全領域にわたってしかれたものと想定することができるのではないだろうか。

もしこのように考えることが許されるなら、さらにその翌年の「初為賦」は、これまでにみてきたように、一連の改革の総仕上げとして、口賦を内容とする戸賦の制度が、秦國ではじめて確定したことを示すものであろう。

こうして、秦國においては、商鞅の変法の最終的結果として、少くとも税徴収の単位としては、一戸一壮丁の戸が戸賦の対象として設定され、郡県制の下に國家に掌握されるに至ったが、前節の末尾でみたように、商鞅の変法後の状況を示す秦律においては、壮丁父子の同居が普通の状況として想定されているようにみえる。従って、徴税単位としても、商鞅

の変法の直接に意図した戸と、その後一般的に成立していた戸とは、そのあり方に一定の相異があったようにみえる。

この点については、凡そ次のように考えることができよう。商鞅の変法のねらいが、税負担の単位として、一戸一壮丁の単家族の創出をめざした時、国家と「戸」をつなぐ中間項として想定されたのは、従来の「室」であった。

そこでは、公室告・非公室告の区別の例にみえるように、一定の父長権の存在が、「戸」を結びつけるものとして設定され、そこに、在地の秩序維持の機能が期待された。しかしながら、現実には「戸」が、家計の単位として成熟してゆくと、「戸」をこえた父長権の存在は無意味となり、この意味で「室」に期待された機能が「戸」にすいとられてゆくことになる。このような家の成熟に対して、秦国の支配者側としても、一旦口賦としての戸賦の制度が確立すると、そこでは、一戸の構成を厳密に一戸一壮丁に限ることは重要な意味をもたなくなる。このような趨勢の結果として、実際の変法後の家「戸」においては、父と適長子の同居が一般的になった。さらにまた、従来の族的つながりの単位としての「族」「室」を起点とするこのような分解が、一方では、いわゆる単家族を生みだし、一方では、従来の「族」や「室」の血縁範囲を家の範囲にふくみ統率する豪族の家を生みだすことになったと。

① 「算賦について的小研究」(『史林』四の四)、のち『支那経済史考証』(上)に収録。

② 前掲『中国古代帝国の形成と構造』第五章第三節。なお宮崎市定「古代中国賦税制度」(『史林』一八の二・三・四、のち『アジア史研究第一』)に収録。でも、秦の賦を人頭税としている。

③ 「開阡陌」の「解积」(『中国古代の社会と文化』)、のち『中国古代の家族と國家』に収録。

④ 前掲「漢代の家族——その学説史的展望」前掲書五四五頁。

⑤ 和島誠一「東アジア農耕社会における二つの型」(学生社『古代史講座』二)、のち『日本考古学の発達と科学的精神』に収録、及び宇都木章「家族制と邑制」(学生社『古代史講座』六)等を参照。

⑦ 史記における「秦」の位置づけについては、宮崎市定『史記を語る』(岩波新書)参照。

六 おわりに

以上の考察の結果を簡単にまとめると、次のようになる。

まず、秦代から漢初にかけて行なわれた三族刑の対象は、通説の如く族刑の範囲と一致するものではなく、それは鄭玄注にいうような三族、すなわち宗族であった。

しかし、春秋以来の変化の中で、このような宗族団体の共同体的機能は次第に後退してゆき、秦末漢初には、このような団体の最後の後身として、父母・妻子・同産の範囲、すなわち、かつて成人以前において共同の家庭生活を行っていた事実を基礎とする最小限の親族関係が、血縁共同体的意味あいをもちながら存在していた。このような団体は、族あるいは室の名でよばれていたが、商鞅の変法によって、室や族の中にふくまれる単家族が、國家の税法上の把握の対象となるに及んで、室や族は分解をとげ、一方では単家族、一方では複合的な豪族の家を生みだす母胎となった。

このような状況の展開は、必ずしもいわゆる新県に限らず、遅速や程度の差はあっても、ほぼ全国的に進行したと思われるが、その際、この過程に強く働きかけたのが、新県の設定に典型的にみられるような、國家的規模での小農経営の育成策であり、この時期の小農経営は、一方では従来の族的結合をはなれて自立の過程をたどったが、この過程は同時に、あらためて國家の手によって掌握されてゆく過程であった。<sup>②</sup>

しかも、このような形で一定の自立をとげてゆく小農民が、本稿でみたような単家族であったとすると、例えば商鞅の変法によって採用されたとする百歩一畝制から二百四十歩一畝制への転換の意味についても、従来説かれてきたのとは異なった見方が必要になってくるであろう。<sup>③</sup>

この点の評価に関連して重要で微妙な手がかりを与えるのは、最近、山東省臨沂県銀雀山の漢墓から出土した「孫子兵法」の「呉問」にみえる問答である。

吳王問孫子曰、六將軍分守晉國之地、孰先亡、孰固成。孫子曰、範・中行是(氏)先亡。孰為之次。智是(氏)為次。孰為之(1)次。韓魏為次、趙毋失其故法、晉國歸焉。吳王曰、其說可得聞乎。孫子曰、可。範・中行是(氏)制田、以八十步為(2)、媿、以百六十步為吻(媿)。而伍稅之。其□田陝(狹)、置土多、伍稅之、公家富。公家富、置土多、主喬(驕)臣奢、冀功數戰、故曰先(3)「亡」。……家富、置土多、主喬(驕)臣奢(4)、冀功數戰、故為範・中行是(氏)次。韓魏制田、以百步為媿、以二百步為吻(媿)、而伍稅之。其□田陝(狹)、其置土多、伍(5)稅之、公家富。公家富、置土多、主喬(驕)臣奢、冀功數戰、故為智是(氏)次。趙是(氏)制田、以百廿步為媿、以二百卅步為吻(媿)。公(6)无稅焉。公家貧、其置土少、主愈臣収、以御富民。故曰固國、晉國歸焉。吳王曰、善。王者之道、□□厚(7)愛其民者也(8)。

ここで、孫子は、晋の六卿の運命を予言して、範(范)氏・中行氏・智(知)氏・韓氏・魏氏の順に滅亡するとしており、少くとも、韓・魏・趙が范氏・中行氏について知氏を亡した四五三年より後に書かれた文章であろうが、その下限は必ずしも明らかでないように思われる。⑤いづれにしろ、この文のいうところが事実であれば、春秋末期から、戦国期にかけて、晋一国の中でも各種の畝制が存在していたこと、またその畝制が、それぞれにことなりながら、いづれも百歩前後を媿<sup>⑥</sup>とし、その丁度倍の長さを吻(媿)としていたことがわかる。もしこの吻を犁によって作られるものとその字形を解釈できれば一層明瞭に、通説の如く牛耕によるものとしての二百四十歩一畝制の成立の論理をここに適用することが可能である。

しかし、別の面から言えば、この吻媿制が地域権力の掌握する地域毎に、截然と異っているように見えるのは、吻媿制が上からの干与によって造成維持されている可能性をうかがわせるし、一方、秦律十八種にみえる廐苑律をみると、牛が国家によって管理掌握されているので、この吻媿制も、国家による牛力の利用による阡陌的な田地区画と関係するようにも見える。⑦この点で、「吳問」の「其□田陝(狹)」とある欠字部分について、整理小組が残画から「割」と推測していることが注目される。もしこの字が割とよめれば、それは、かつて守屋氏が、前掲『開阡陌』の「解釈」の中で、「開阡

陌」「決裂阡陌」が「割列阡陌」と同意であろうと推測されたことをうらづけるものであり、国家的規模での牛力の利用による土地の区画とその農民へのわりつけを想像させるものといえよう。

こうして、吻熾制は商鞅の二四〇歩一畝制をもふくめて、一定の牛耕の発達を前提とし、さらにそれを促進させる目的をもちながらも、第一義的には国家の手による牛力の掌握を基礎とする新田地区画の出現としてとらえるべきものと想像される。そこで働く農民たちは多くの場合、牛を私有しない単家族であったのであり、牛力が豪族の形成をおしすすめる重要な手段となるのは漢代をまたねばならなかったのである<sup>⑧</sup>。

① 鶴岡和幸「漢代豪族の地域的性格」（『史学雑誌』八七の二）及び、この点でそれに批判的な拙稿「漢代十三州の地域性について」（『歴史評論』一九八〇の二）参照。

② 木村正雄「中国古代帝国の形成——特にその成立の基礎的条件について——」及び西嶋氏前掲稿等を参照。

③ 従来の最も説得的であった見方としては、米田賢次郎「二四〇歩一畝制の成立について——商鞅变法の側面——」（『東洋史研究』二六の四）をあげることができる。

④ 第四簡上半部の欠略部分について、銀雀山漢墓竹簡整理小組は、その推定字数（二十九字）と前後の脈落から「智是（氏）制田、以九十歩為畹、以百八十歩為畝（噲）、其田陝（狹）、其置士多、伍稅之」の二十八字を補なうべきであるとすが、恐らく正しいであろう。なお、この部分は「銀雀山漢墓竹簡・孫子兵法」でも、その写真版と釈文をみることでできるか、何故かここでいう第三簡と第四簡、本来の番号では第二三簡と第二四簡の間に錯簡がある。

⑤ 「吳問」の書かれた時期について、詹立波「略談銀雀山漢墓竹簡《孫子兵法》」（『文物』一八七四の十二）は、この豫言を信じてその

時期を想定しているが、吳樹平「從臨沂漢墓竹簡《吳問》看孫武的家思想」（『文物』一九七五の四）は、これを完全な事後豫言として、その時期をB・C・四五三〜四〇三年の間に限っている。恐らくは吳氏の見解によるべきであろうが、全てを事後豫言とみない考え方もなりたちうると思うので、一応下限の推定は断念する。このことは孫子全体の位置づけとも関係する可能性がある（金谷治訳注『孫臏兵法』、東方書店刊、参照）。

⑥ 注釈は、姚を畹としている。恐らく正しいであろうが、その前に姚を畹田の畹と関係つけて考える可能性があると思うので、原文のままに記しておく。

⑦ 西嶋氏前掲稿序章第五節、及び渡辺信一郎「古代中国における小農民経営の形成——古代国家形成論の前進のために——」（『歴史評論』一九七八の二）参照。

⑧ 宇都宮氏前掲稿、及び「僮約研究」（『名古屋大学文学部論集』五）「劉秀と南陽」（『名古屋大学文学部論集』八）、のちいずれも『漢代社会経済史研究』に収録。

（東京都立大学助教

Family Structure Under *Ch'in* 秦 Dynasty and  
*Fên-i-ling* 分異令 of *Shang-yang* 商鞅

by

Yasuhiko Satake

There have been a good amount of studies concerning the family structure in the periods of *Ch'in-Han* 秦漢 dynasties. But, so far, it has never been agreed whether the basic form of the families in those periods is a simple family or a compound one.

In this article, materialized mainly by the newly-found *Yün-meng Ch'in-chien* 雲夢秦簡, the structure of the family 家族 or the *Tsung-tsu* 宗族 under *Ch'in* dynasty during the period of *Chan-Kuo* 戰國 which is one of the issues of the aforementioned controversy, and the interrelation between those forms will be investigated. The investigation seems to indicate that under *Ch'in government Tsung-tsu* of three generations had been gradually dissolved since *Ch'un-chiu* 春秋 period, and that, influenced by *Fên-i-ling* of *Shang-yang* there began to spread the simple family in effect whose most intimate kinship meant parents, wife, children and brothers.

It may also be assumed that that, starting from the family structure like that, the paternalistic family was growing through *Han* 漢 period, supported by spread of livestock husbandry, and also *Hao-tsu* 豪族 or powerful clans were under formation.

Le milieu de l'industrie sidérurgique en France de 1864 à 1914

par

Satoshi Nagakura

L'étude du capitalisme français dans la seconde moitié du XIX<sup>e</sup> siècle était insuffisante, car on le supposait tacitement *stagnant* et *parasitaire*. Mais le réexamen et l'éclaircissement de plusieurs faces sont en train de se commencer. Cet article examine le caractère de la formation du